

## 800MHz 帯における IMT-2000 周波数の割当方針

### 1 目的

「周波数の再編方針」(平成 15 年 10 月公表 総務省)を踏まえ、今後の移動通信システムの高度化及び利用拡大に向けて、800MHz 帯<sup>1</sup>において第 2 世代から第 3 世代移動通信システム (IMT-2000) への高度化を図るとともに中長期的に移動通信システムに必要な周波数を確保するため、平成 24 年の地上アナログテレビジョン放送に割り当てられた周波数の使用終了後速やかに 700MHz/900MHz 帯の周波数を新たに使用できるよう、800MHz 帯の周波数と対で携帯電話に使用している 900MHz 帯周波数の使用期限を定め、平成 24 年を目途に 800MHz 帯周波数の再編に取り組んでいるところである。

本方針は、この 800MHz 帯周波数の再編を進めていくために 800MHz 帯における IMT-2000 周波数の割当方針を定めるものである。

### 2 経緯

#### (1) 800MHz 帯における移動業務用周波数の再配置 (平成 15 年 6 月)

「800MHz 帯における移動業務用周波数の有効利用のための技術的条件」に関する情報通信審議会答申 (平成 15 年 6 月) においては、第 3 世代移動通信システム (IMT-2000) 等の広帯域を使用する高度な通信方式に割当可能とすること及び周波数配置について諸外国との整合性を確保するため、基地局と移動局間の送受信の周波数を逆転し、周波数配置の全体像として 810～855MHz (移動局送信) 及び 855～900MHz (基地局送信) の 45MHz 間隔の周波数ブロック並びに 715～768MHz 及び 905～958MHz の 190MHz 間隔の周波数ブロックとすることが適当である旨答申された。

#### (2) 周波数の再編方針 (平成 15 年 10 月)

総務省は、世界最先端のワイヤレスブロードバンド環境を構築するため電波開放戦略を推進することとし、「中長期における電波利用の展望と行政が果たすべき役割～電波政策ビジョン～」(平成 15 年 7 月 情報通信審議会答申) における周波数需要予測を踏まえ、「周波数の再編方針」(平成 15 年 10 月公表) を策定しており、そのなかでは中期的 (5 年以内) に約 330～340MHz 幅の周波数、長期的 (10 年後) に最大で約 1.38GHz 幅の周波数を移動通信システム用として確保するよう再編を検討することとしている。

#### (3) 800MHz 帯の周波数有効利用に向けた取組

800MHz 帯の周波数は、携帯電話、MCA、航空機無線電話等の移動通信にちゅう密に利用されているが、次のとおり周波数のより一層の有効利用を図るためシステムの高度化及び周波数移行に取り組んできている。

<sup>1</sup> ここで 800MHz 帯とは、現在携帯電話等の移動業務で使用されている 810～958MHz の周波数帯を示す。

830～832/885～887MHz の周波数を使用する空港無線電話（空港 MCA）については 400MHz 帯を使用するデジタル方式への移行を進めている。また、同じ周波数を使用する航空機無線電話については平成 16 年 3 月に廃止している。

MCA については平成 15 年から 850～860/905～915MHz を使用するデジタルシステムの導入を進めており、このデジタル化の推進によって 834～836/889～891MHz の周波数の使用は平成 16 年 5 月に終え、836～838/891～893MHz の周波数の使用は平成 19 年 5 月末までとしている。

846～850/901～903MHz の周波数を使用する地域防災無線については 260MHz を使用するデジタル方式への移行を進めており、800MHz 帯の周波数の使用は平成 23 年 5 月までとしている。

818～826/948～956MHz 及び 827～828/957～958MHz の周波数を使用していた PDC 方式の携帯電話による周波数の使用は平成 15 年 3 月に終え、周波数の再編に対応するため新たなシステム導入を行っていない。

(4) 800MHz 帯移動業務用周波数の再編成等に係る省令の改正等（平成 16 年 9 月）

上記の経緯及び「第 3 世代移動通信システム（IMT-2000）の高度化方策」に関する情報通信審議会答申（平成 16 年 5 月）を踏まえ、815～850/860～895MHz の周波数を新たに IMT-2000 に割り当てるとともに、800MHz 帯における従来の周波数配置による携帯電話の周波数及び空港無線電話の周波数について使用期限を定めることとする 800MHz 帯周波数の再編成に必要な規定を整備するため、無線設備規則の一部改正案及び周波数割当計画の一部変更案を電波監理審議会に諮問した。

平成 16 年 9 月に改正案等が妥当である旨の答申を受けて、無線設備規則の一部改正及び周波数割当計画の変更を行った。

(5) 第 3 世代移動通信システム（IMT-2000）の普及

平成 13 年に IMT-2000 のサービスが開始され、既に加人数は約 1,950 万加入（CDMA2000 方式：約 1,470 万、W-CDMA 方式：約 480 万、平成 16 年 6 月末現在）に達し、携帯電話加入者全体の 23%を超えており、第 2 世代から第 3 世代への移行が着実に進展している。

### 3 基本的な考え方

(1) IMT-2000 に新たに割り当てることとしている 815～850/860～895MHz の周波数については、「第 3 世代移動通信システム（IMT-2000）の高度化方策」に係る情報通信審議会答申（平成 16 年 5 月）では、MCA と IMT-2000 の基地局間の干渉を避けるため 5MHz 幅のガードバンドを設けることが必要としており、845～850MHz 及びその対となる 890～895MHz を使用することができないため、実際に割当可能な周波数は 815～845MHz 及び 860～890MHz の周波数ブロック（以下「800MHz 周波数ブロック」という。）である。

(2) 「800MHz 帯における移動業務用周波数の有効利用のための技術的条件」に関する情報通信審議会答申（平成 15 年 6 月）では、715～768MHz の周波数は 905

～958MHz<sup>2</sup>と対の周波数ブロック（以下「700/900MHz 周波数ブロック」という。）を移動通信システムに使用することを基本としており、放送業務の周波数(722～770MHz<sup>3</sup>)及び従来配置による携帯電話の周波数の使用期限である平成 24 年 7 月 24 日以降に割り当てることが可能となる。

- (3) 850～860MHz を使用している MCA については、昨年からデジタルシステムの導入を開始して間もないことから、当面は使用を継続することとするが、周波数の利用状況及び周波数再編の進捗状況を踏まえつつ、700/900MHz 周波数ブロックへの移行も含めて新たな周波数配置への移行を今後検討することとする。
- (4) 800MHz 帯における移動業務用周波数の有効利用を目的とした再編を実現するために、既存免許人が使用している現在の周波数配置による周波数 53MHz × 2(平成 15 年 3 月に終了したものを含む。) の使用期限を平成 24 年 7 月 24 日までとすることから、その移行先周波数を確保する必要がある。
- (5) 既存免許人の周波数移行のために割り当てる周波数については、次の理由から 800MHz 周波数ブロックの周波数とする。また、周波数の有効利用を確保しつつ周波数再編を速やかに進めて行くため、同じ周波数を使用するすべての既存無線局が停止する以前から、既存の無線局に干渉を与えないよう地理的な棲み分けを行いつつ、新たな周波数配置に従った利用を進めていくこととする。

平成 16 年 6 月末時点では、現在の周波数配置による携帯電話を利用する約 6,000 万の加入者があり、これらのサービスを提供している免許人に対して早期の周波数移行を求めていくためには、周波数再編に伴うコスト負担を考慮する必要があることから、既存インフラの一部を活用できる同じ周波数帯から移行のために必要な周波数を確保することが適当である。

800MHz 周波数ブロックの周波数幅 60MHz の大部分を占める 40MHz を既存の免許人が携帯電話に使用しているため、周波数移行を進めるためには同じ周波数を使用する既存無線局と新たな周波数配置による無線局との運用調整が必要であり、同じ免許人所属の基地局の場合にはその調整が柔軟かつ円滑に行うことが可能である。また、周波数移行を進めることによって、自ら新たな周波数配置に使用できる周波数が確保できることとなるため、早期の周波数移行に向けたインセンティブも働くことになる。

- (6) 700/900MHz 周波数ブロックについては、その割当てが可能となる平成 24 年 7 月以降速やかに使用できるよう、平成 22 年頃までに、周波数再編の進捗状況、周波数の使用状況等を踏まえて、その割当方針を定めることとする。

#### 4 800MHz 周波数ブロックの周波数割当方針

上記の基本的考え方を踏まえ、800MHz 周波数ブロックの周波数割当方針を次のとおりとする。

- (1) 800MHz 周波数ブロックの周波数については、現在の周波数配置からの移行先

<sup>2</sup> 950MHz 付近の周波数について、電波監理審議会において電子タグへの割当てを検討している。

<sup>3</sup> 710～722MHz については、放送業務用周波数による使用について平成 18 年 7 月までに見直しを行うこととされている。

周波数とするが、800MHz 周波数ブロック(30MHz×2)では、既存免許人が800MHz帯で使用していた周波数帯幅(53MHz×2)を確保することができない。

しかしながら、「周波数の再編方針」で移動通信システム用の周波数を中長期的に確保することとしていることから、中長期的には既存の免許人の周波数利用状況を踏まえ800MHz帯周波数ブロック以外で新たな周波数を追加することが考えられる。また、周波数の効率的な利用の観点から、周波数を細分して割り当てるよりも広い帯域幅をそれぞれの免許人に割り当てることが有効である。

以上の点を踏まえて、周波数の効率的な利用及び中長期的な周波数割当ての公平性確保の観点から、既存免許人に対しては等しい周波数幅(各15MHz×2)を割り当てることとする。なお、利用者へのサービス提供に支障を与えないよう周波数再編を進めていくため、既存免許人の周波数利用状況を踏まえ800MHz周波数ブロック以外に新たな周波数が必要となる可能性についても今後検討していく必要がある。

- (2) 免許人に割り当てる具体的な周波数については、周波数移行が円滑に実施できるように800MHz周波数ブロックで各免許人が使用している周波数が占める現状を踏まえ、815～830/860～875MHzの周波数ブロックは主に現在860～870MHzを使用している免許人<sup>4</sup>、830-845/875-890MHzの周波数ブロックは主に875～885MHzの周波数を使用している他方の免許人<sup>5</sup>に対して、それぞれ割り当てることとする。
- (3) 周波数の有効利用を確保しつつ周波数再編を速やかに進めて行くため、従来の周波数配置に従って既存の無線システムが同一周波数を使用している場合であっても、既存の無線局に干渉を与えないよう地理的な棲み分けを行いつつ、新たな周波数の使用を可能とする。
- (4) なお、周波数再編の進捗状況、IMT-2000に割り当てられた周波数の利用状況を踏まえ、必要な場合には方針の見直しを行うこととする。

---

<sup>4</sup> KDDI株式会社及び沖縄セルラー電話株式会社

<sup>5</sup> 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北海道、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北陸、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ中国、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ四国及び株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州

# 800MHz帯におけるIMT-2000周波数の割当方針の概要

## 800/900MHz帯周波数再編の目的

- ・ 1MHz幅など細分化した割当てから広い帯域の割当てによる利用効率の向上。
- ・ 国際的な周波数利用との整合を図ること。(国際ローミング、諸外国との干渉防止等)
- ・ 2012年以降、現在アナログTVで使用中の700MHz帯と対で900MHz帯を移動業務に新たに使用することを可能とすること。

## 今回の方針の内容

800/900MHz帯の周波数再編に伴い、既存の携帯電話事業者(NTTドコモ、KDDI)が使用する細分化された800/900MHz帯周波数を、2012年までに800MHz帯に移行・集約するもの(下図参照)

